

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者の皆様へ

# いちのせき事業者応援特別給付金のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けやすい市内の事業者を対象に、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

## 対象者

### 1～3全てに該当する事業者

1. 市内の中小企業者等※<sup>1</sup>
  - ・法人は、市内に事業所や店舗があること
  - ・個人事業主は、①市内に住所がある、または②市内に事業所や店舗があること
2. 主たる事業が、次のいずれかの業種に該当すること
  - ①運輸業(道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業)
  - ②宿泊業
  - ③飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業含む)
  - ④理容・美容業(エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業含む)
  - ⑤旅行業(旅行業者代理業含む)
  - ⑥運転代行業
  - ⑦映画館
  - ⑧療術業
3. 申請日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する事業者であること

※<sup>1</sup> 中小企業者等について…①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、その他中小企業等協同組合法に基づく組合)で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者をいう。

## 給付金額

法人 20万円 個人事業主 10万円 (1事業者1回限り)

## 申請書類

- ①いちのせき事業者応援特別給付金交付申請書(オンライン申請の場合①の申請書の提出は不要です。申請ページで必要事項を入力することで申請書が提出されたこととなります)
  - ②事業所所在地や事業の内容が確認できる書類の写し
  - ③本人確認書類 ※個人事業主のみ提出
  - ④申請者名義の口座通帳(金融機関、支店、口座番号および名義人のカナ表示の箇所)の写し
- ※オンライン申請の際、添付書類(上記②～④)は、電子ファイル(PDF、JPEG、JPG、PNG形式)に保存して、申請ページからアップロードしてください。
- ※申請書様式は、市のホームページ、一関商工会議所のホームページからダウンロードできます。また、一関市役所本庁新型コロナウイルス感染症対策本部(経営支援班)、各支所産業建設課、一関商工会議所本所及び各支所に配置しています。

## 申請期間

令和4年6月1日(水)から令和4年8月31日(水)

《裏面もご覧ください》

「いちのせき事業復活支援給付金」と重複して申請することはできません。

## 申請方法

### オンライン申請または郵送による申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。

#### ①オンライン申請

- ・以下のURLまたはQRコードから申請ページにアクセスして申請受付期間内に手続きしてください。(8月31日(水)23時59分(締切時刻)までとなります。締切時刻をすぎてしまうと受付できませんのでご注意ください。)
- ・添付書類は、電子ファイル(PDF、JPEG、JPG、PNG形式)に保存して、申請ページからアップロードしてください。  
URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-ichinoseki/smart-apply/apply-procedure-alias/r4-ouen>



#### ②郵送による申請

- ・封筒の表面に「事業者応援特別給付金申請書在中」と朱書きしてください。
- ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

### ●申請書類提出先

【郵送先】 〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内  
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

### ●申請から給付金交付までの流れ



- ・申請書類を受理した後、内容確認や審査をし、交付を決定した場合は交付決定通知書を送付するとともに、指定の口座に振込みます。
- ・速やかな給付に努めてまいります。書類不備や確認に時間を要した場合は、振込みまでに時間をいただくこととなりますので、予めご了承ください。
- ・記載内容等について確認し提出していただいた資料で交付の要件を確認できない場合は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・交付の要件に該当とならない場合も、その旨通知いたします。

### ●その他

- ①この給付金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。
- ②申請に使用した書類や帳簿、通帳を7年間保存してください。

【お問合せ先】  
一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）  
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
電話：(0191) 21-8730(ダイヤルイン)

「いちのせき事業復活支援給付金」と重複して申請することはできません。